

一般競争入札公告

行政財産の貸付について、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、公告する。

令和 4 年 8 月 4 日

十和田市長 小山田 久

1 入札に付する事項

物件番号	設置施設 (所在地)	種類	台数	最低入札価格 (貸付期間総額)
第 5 号	道の駅とわだ（十和田市大字伝法寺字平窪 37 番地 2）	自動販売機	1	20,649 円
第 6 号	道の駅とわだ（十和田市大字伝法寺字平窪 37 番地 2）	自動販売機	1	20,649 円
第 7 号	道の駅とわだ（十和田市大字伝法寺字平窪 37 番地 2）	自動販売機	1	20,649 円
第 8 号	道の駅とわだ（十和田市大字伝法寺字平窪 37 番地 2）	自動販売機	1	20,649 円
第 9 号	道の駅とわだ（十和田市大字伝法寺字平窪 37 番地 2）	自動販売機	1	20,649 円
第 10 号	道の駅とわだ（十和田市大字伝法寺字平窪 37 番地 2）	自動販売機	1	20,649 円
第 11 号	道の駅とわだ（十和田市大字伝法寺字平窪 37 番地 2）	自動販売機	1	20,649 円

・貸付期間 令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

2 入札参加資格

次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当する者。
- (2) 入札参加申請書を期日までに提出していない者。
- (3) 市税等を滞納している者。
- (4) 十和田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 39 号）第 7 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
- (5) 法人にあっては役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが暴力団員等又は暴力団密接関係者で

ある法人または団体

(6) 自動販売機の設置業務について、3年以上の営業実績を有していない者。

3 契約条項を示す場所等

入札説明書は、十和田市役所管財課で交付するほか、市ホームページへ掲載する。

4 入札参加の申込手続き等

入札に参加する者は、物件ごとに次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加申請の受付期間及び場所

①受付期間 令和4年8月22日(月)から令和4年8月23日(火)まで

②受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

③受付場所 十和田市役所本館2階 管財課 契約係

(2) 入札参加資格の決定

入札参加資格がない者には、令和4年8月24日(水)正午までに電話で連絡する。電話連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。

(3) 入札日時及び場所

①日時 令和4年8月25日(木)午前11時30分

②場所 十和田市役所本館 2階会議室1

(4) 質問の方法

入札に関して質問がある場合は、FAXにて提出すること。

①質問期限 令和4年8月18日(木)正午まで

②質問提出先 管財課 契約係

③質問への回答 令和4年8月22日(月)までに随時回答する。

5 現場説明会等

現場説明会及び入札説明会は行わない。設置場所の確認等については、担当部署へ確認すること。

6 入札保証金の額

入札保証金の額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)の100分の5以上とする。

※ただし、十和田市物品等有資格者名簿に登録のある者(十和田市契約規則第5条第1項各号の規定に該当する者)などは免除とする。

7 落札者の決定方法

予定価格(最低入札価格)以上で、かつ最高の価額をもって入札した者を落札者とする。落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじ方式により落札者を決定する。

8 契約の締結及び貸付金の納入

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (2) 原則として、落札決定の日から7日以内に契約を締結することとし、契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。
- (3) 貸付金は、年度ごとに、本市の指定した期日までに納入するものとする。
- (4) 契約保証金は免除する。

9 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除する。

- (1) 貸付期間中に、本市又は国若しくは他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと本市が判断したとき。
- (4) 契約に定める義務を履行しないとき。

10 その他

入札に関する詳細事項については、入札説明書で確認すること。

11 問合せ先

十和田市総務部管財課契約係 電話：0176-51-6714 FAX：0176-25-2049